



長野県報

5月2日(月)
平成17年
(2005年)
第1656号

目次

告示

森の学校モデル事業補助金交付要綱(林業振興課) 1

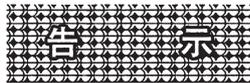
公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 2

農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農政課) 2

土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(土地改良課) 2

特定調達契約に係る一般競争入札(教学指導課) 2



長野県告示第237号

森の学校モデル事業補助金交付要綱を次のとおり定めます。

平成17年5月2日

長野県知事 田中康夫

(趣旨)

第1 この要綱は、豊かな信州の森林を活用した林業体験等の体験型学習サービス(以下「森の学校」という。)の提供を新たな産業として育成していくため、市町村等が行う第2に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する事業の種類、補助金交付の対象となる経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

事業の種類	経費	補助率
森の学校モデル事業	市町村又は県内に事務所を設置する特定非営利活動法人が行う次に掲げる経費 1 林業体験等の森林を活用した森の学校の実施に要する経費(2、3及び4に係る経費を除く。) 2 森の学校における指導者に係る人材情報の収集と整理に要する経費 3 森の学校の実施のための情報発信に要する経費 4 森の学校に対するアドバイザー派遣に要する経費	2分の1以内

(補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
ア 補助金額を変更しようとするとき。
イ 補助事業の事業費の2割を超えて増減しようとするとき。
 - (2) 補助事業の中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に申請してその承認をうけること。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理に関する規程を定め、善良な管理に努め、効率的な運用を図ること。
 - (4) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、森の学校モデル事業補助金交付申請書によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、別に定める。
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。(変更承認申請書類等)

第5 第3第1項第1号及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 第3第1項第1号の場合
森の学校モデル事業変更承認申請書
- (2) 第3第1項第2号の場合
森の学校モデル事業中止(廃止、完了期限延長)承認申請書(実績報告書等)

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、森の学校モデル事業実績報告書によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、別に定める。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第7 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、森の学校モデル事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

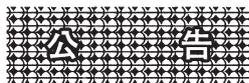
(書類の提出部数及び経由)

第9 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副2部として、補助事業が行われる区域を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

林業振興課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年5月2日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 アジア麻薬・貧困撲滅協会
- 3 代表者の氏名
氏原 暉 男
- 4 主たる事務所の所在地
長野県駒ヶ根市赤穂14616番214号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、わが国を含むアジア地域における市民の健康で安全な社会生活に貢献するための調査研究・政策提言・児童福祉の向上・教育支援・産業形成支援などの事業活動を通じて貧困を解消し、麻薬濫用によってもたらされる社会不安の撲滅に寄与することを旨とする。同様の目標に向けて活動している諸団体に有益な各種情報の収集および発信を行うことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、松本市役所において縦覧に供します。

平成17年5月2日

長野県知事 田中康夫

農業振興地域の区域の変更(統合)

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
松本農業振興地域	松本市	10,580
四賀農業振興地域	四賀村	6,339
奈川農業振興地域	奈川村	2,846
安曇農業振興地域	安曇村	1,455
梓川農業振興地域	梓川村	2,183

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
松本農業振興地域	松本市	23,403

農政課

公告

小県郡丸子町による和子地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年5月2日

長野県上小地方事務所長 田中利明

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 条例の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年5月6日から6月2日まで
- 3 縦覧の場所
小県郡丸子町役場

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年5月2日

長野県教育委員会教育長職務代理者

長野県教育委員会事務局

教育次長 松澤睦司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量